

瀋陽日本人補習学校

学 校 要 覧

項 目	内 容
1. 目的	瀋陽日本人補習学校は中華人民共和国瀋陽市、及びその近隣地域に在住する義務教育期間内にある日本人子女を主たる対象に日本国文部科学省学習指導要領に準拠して、日本語による初等・中等教育の補習教育を行うことを目的とする。
2. 名称	瀋陽日本人補習学校
3. 所在地	瀋陽市青年大街小学(校)内(瀋陽市和平区文安路23号) (2010年6月改定)
4. 設置者	瀋陽日本人会
5. 運営主体者	瀋陽日本人補習学校運営委員会
6. 運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> * 構成 <ul style="list-style-type: none"> ・瀋陽日本人会推薦者 3名 ・保護者会代表 3名 ・学校長 1名 ・オブザーバー(総領事館) 1名 * 運営委員会委員長、副委員長、会計担当、監査担当、学校長、及び若干名の委員を以って構成し、その選任にあたっては、瀋陽日本人会幹事会の承認を要す。 * 保護者会推薦者は、年度毎に児童の父母、保護者から選任され、運営委員会の構成員として、教師との連絡、入退学手続き、配布物の準備、学費の徴収、備品や教材の調達等の学校運営に関わる業務を行う。必要に応じて保護者会を開催できる。 * 運営委員会委員長は瀋陽日本人会幹事会の推薦者とする。 (2010年6月改定)
7. 教育方針	<p>児童、生徒、父母、教師の相互信頼による明るく楽しい学校。 「日本語を学ぶ」のではなく「日本語で学ぶ」学校。 (2008年3月8日補則) 将来帰国する児童、生徒が日本の教育環境に適応できる基礎学力の徹底と豊かな表現力の育成。 日本文化の理解と日本的な生活習慣や態度の涵養に努める。 地域社会との教育、文化の交流を通じて国際性豊かな人格形成を図る。</p>
8. 対象者	瀋陽市、及び近隣地域に在住する日本国籍を有する日本人子女、及び『その年の4月2日までに満6歳に達している者』で入学・編入を希望する者は、校長と運営委員会委員長による面談後、所定の手続きを経て入学・編入することができる。 (尚、在籍期間は満15歳に達した年度末までとする) (2008年3月8日補則)
9. 就学年限	就学年限 小学部6年 中学部3年
10. 学年期間	学年期間 毎年4月1日から翌年3月31日 (2010年6月改定)
11. 就学日と授業時間	<ul style="list-style-type: none"> ・就学日は原則、毎週土曜日とする。 ・登校時間 : 8時25分 ・下校時間 : 12時40分 ・授業時間 : 45分授業×4時限 (2010年6月改定)
12. 学校長	学校長は教職員を代表するものとし、運営委員会が推薦し、日本人会幹事会が承認する者とする。
13. 教育課程	学校の教育課程編成は文部科学省が定める学習指導要領に準拠し、国語・算数/数学を中心に編成する。教育課程編成及び授業時間編成は学校長が行い、運営委員会に報告。
14. 学校行事 特別教科 課外教科	学校行事・特別教科・課外教科を実施する場合は、学校長は運営委員会の承認を得る。これらの行事、教科は教育課程編成とともに、年間計画に織り込む。
15. 財源	学校の財源は瀋陽日本人会からの補助金、日本国政府からの援助金、入学金、授業料、寄付金、その他の収入。
16. 予算と執行	<ul style="list-style-type: none"> ・新年度予算及び年度末決算は瀋陽日本人会幹事会の承認を得る。 ・予算の計上と執行は運営委員会の承認を得る。
17. 入学金と授業料	<ul style="list-style-type: none"> * 入学金:1,000元 * 授業料:瀋陽日本人会会員250元/月、非会員350元/月 (2010年6月改定)
18. 登下校時及び校内での事故責任	保護者によるセキュリティ当番制度を実施し、校内での安全確保に努めるが、登下校を含め、校内での子女の事故責任は基本的に保護者が負うものとし、学校側は一切追わないものとする。 (2010年6月改定)